

# 身体障害のある方がタクシー等を利用して通行禁止道路を通行する場合

目的地

目的地へ向かうためタクシー等に乗車して通行禁止道路を通行

④ 許可証の交付を受けた後、タクシー等に乗車して通行禁止道路を通行する必要がある場合は、

- ・ 許可証を携帯し、
- ・ 乗車した車両に許可標章を掲示

してください。

歩行者用道路・通行禁止道路通行許可車	
登録(車両)番号	主たる運転者氏名
<b>見本</b>	
許可する通行禁止道路の区間	
有効期限	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
警察署長 印	

〔許可標章〕

## 通行許可申請者 (身体障害のある方で歩行が困難な方)

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方で歩行が困難
- ・ 身体障害者手帳の交付は受けていないが、身体障害があつて歩行が困難
- ・ 怪我、病気等で一時的に歩行が困難
- ・ 精神障害者でその身体的障害(精神面の障害を含む)により歩行が困難

## ③配車・送迎の依頼 (氏名・許可番号を通知)

配車依頼者宅へ向かうため通行禁止道路を通行

身体障害のある方を送迎する

- ・ タクシー
- ・ 知人の車 等

の運転者

## ②許可 (許可証・許可標章交付)

## ①申請

通行禁止道路を管轄する  
警察署

許可番号等の確認

警察官

※ タクシー等を運転する方は警察官に停止を求められた場合は**依頼者・許可番号**を伝えてください。